

# 全国交通安全活動推進センター

(警察庁交通局交通企画課)

## 1. 制度の概要

国家公安委員会は、道路交通法第 108 条の 32 第 1 項の規定により同条第 2 項に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を、全国に一を限って、指定することができることとされている。

## 2. 指定、登録等の基準

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)

(全国交通安全活動推進センター)

第 108 条の 32 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。

三 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

四 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと(前号に該当するものを除く。)

五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用並びに運転適性指導に関する調査研究を行うこと。

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。)を行うこと。

七 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

八 前各号の事業に附帯する事業  
3 (略)

交通安全活動推進センターに関する規則(平成 10 年国家公安委員会規則  
第 3 号)

(指定の基準)

第 1 条の 2 法第 108 条の 31 第 1 項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第 108 条の 31 第 2 項各号に掲げる事業(以下この条において「都道府県センターの事業」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 都道府県センターの事業を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 三 都道府県センターの事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより都道府県センターの事業が不公正になるおそれがないこと。

(全国交通安全活動推進センターへの準用規定)

第 12 条 第 1 条及び第 1 条の 2 の規定は法第 108 条の 32 第 1 項の規定による全国交通安全活動推進センターの指定を受けようとする法人について、第 2 条の規定は法第 108 条の 32 第 1 項の規定による指定を行った場合について、第 3 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定は全国交通安全活動推進センターについて準用する。この場合において、第 1 条第 1 項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第 2 項第 4 号中「法第 108 条の 31 第 2 項各号」とあるのは「法第 108 条の 32 第 2 項各号」と、第 1 条の 2 中「法第 108 条の 31 第 1 項」とあるのは「法第 108 条の 32 第 1 項」と、同条第 1 号中「法第 108 条の 31 第 2 項各号」とあるのは「法第 108 条の 32 第 2 項各号」と、第 2 条及び第 3 条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第 7 条第 1 項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第 108 条の 31 第 1 項」とあるのは「法第 108 条の 32 第 1 項」と、同条第 2 項及び第 3 項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第 9 条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第 108 条の 31 第 4 項」とあるのは「法第 108 条の 32 第 3 項において準用する法第 108 条の 31 第 4 項」と、第 10 条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 全日本交通安全協会	平成 10 年 4 月	東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 13 号 (03-3264-2641)	交通安全活動推進センターに関する規則第 1 条第 1 項の規定に基づく申請があり、道路交通法第 108 条の 32 第 2 項に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができる法人と認められたため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠 指定に係る事務・事業について料金等は徴収していない。

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度) 改善すべき事項は特になし。

### 7. 政策評価 平成 23 年度末までに実施予定